



島根県報

令和3年11月19日（金）

号外 第 137 号

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

道路の区域の変更

(道路維持課) 2

道路の供用開始（2件）

(") 3

告 示**島根県告示第688号**

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和3年11月19日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の種類	路線名	道路の区域				管轄する地方機関の名称	備考
		区 間	変更前後の別	敷地の幅員	延長		
県 道	出雲奥出雲線	雲南市三刀屋町坂本694番地先から同673番2地先まで	前	A	メートル 8.17～ 18.15	メートル 51.69	雲南県土整備事務所 左記のA及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。 災害復旧工事 仮設道設置
			後	A	8.17～ 18.15	51.69	
			B	4.47～ 7.29	74.42		

島根県告示第689号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和3年11月19日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
県道	揖屋停車場線	松江市東出雲町揖屋3539番4地先から同町錦新町八丁目1番1地先まで	メートル 441.65	令和3年 11月25日	松江県土整備 事務所	

島根県告示第690号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和3年11月19日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
一般国道	314号	雲南市木次町湯村1599番1地先から同1628番13地先まで	メートル 103.74	令和3年 11月19日	雲南県土整備 事務所	
県道	出雲奥出雲線	雲南市三刀屋町坂本694番地先から同673番2地先まで	74.42	令和3年 11月19日		